

第12準備書面(骨子)

令和3年(行ウ)第23号 損害賠償請求事件(住民訴訟)

令和3年(行ウ)第24号 損害賠償請求事件(住民訴訟)

2023/2/8 原告ら代理人弁護士

ただの儀式にすぎないのか？

H30・6・15 募集要項配布開始

6・15 質問受付開始

~~626~~

6・29 質問事項受付締切

7.6 質問事項に対する回答

7.13~20 申請書の受付

9月下旬 プレゼンテーション

10月中旬~下旬 審査結果通知(指定管理者候補者の選定)

12月中旬 指定管理者の議決(市議 2月定例)

12月中旬 指定管理者の指定(告示)

H31.1月下旬 協定の締結

1月下旬~3/31 指定管理業務の引継ぎ・運営開始準備

4.1 指定管理者による運営の開始

NO.12

質問

「常勤とは週38時間45分以上の勤務する人という認識で間違いはないでしょうか。」

回答 =春日部市

「相違ありません。」

春日部市、(株)トライともに

「常勤」=「週38時間45分以上の勤務する人」
との理解のうえ、基本協定書締結

視点

- 契約の性質(私法)

⇒1 継続的役務提供契約
(第12準備書面・第2)

- 民主的コントロール(行政法)

⇒2 民主的コントロール
(第12準備書面・第3)

1 継続的役務提供契約

• 役務提供契約

サービスは物と違い目に見えづらい。

→ ? 提供されるサービス内容?
? 質の評価?

↓トラブル回避

・情報開示

・内容の特定

• 継続的(役務)契約

長く続くと、相手との持ちつ持たれつの関係が強まる。

→関係性に乗じて非合理的な取引慣行が横行するリスク

↓回避のために

・債務の内容を特定

・特定した債務を固定

継続的役務提供契約の分類

内容確定型

本件
(常勤支援員確保義務)

状態志向

成果志向

内容不確定型

2 民主的コントロール

- 指定管理者制度

民間委託の一つのタイプだが、

公の施設の設置・管理の責任は市に留保



「公共サービスの水準の確保」のために

- ① 公平透ぬな選定の基準・手続の設定と厳格な審査
- ② 適切な管理運営のための細目に関する協定締結
- ③ 適時適正な住民への情報公開
- ④ 客観的で公正なモニタリングや評価等の実施

まとめ

- ・募集→指定→事業の実施→モニタリングには、それぞれ意味がある。
- ・基本協定等で「常勤支援員確保義務」を確にしたことには、理由がある。
- ・(株)トライが債務不履行となったのは明らかである。
- ・内容が特定され固定が求められる「常勤支援員確保義務」の違反があったのであり、市長は(株)トライに損害賠償請求をしなければならない。
＝裁量はない。